

第3回海洋生物多様性保全戦略専門家検討会 議事概要

2010年10月1日(金) 13:30~16:40

経済産業省別館 944 会議室

白山座長：お手元の議事次第に従って進めていきたい。本日はCOP10前の中間とりまとめということで、前回のご意見を踏まえて修正した戦略案について、委員の皆様からご意見を頂きたい。本日のゴールは大筋について皆様のご了解を得ることである。それではまず環境省から戦略案のご説明を頂きたい。

(資料1、2 説明)

白山座長：それでは議論に入りたい。語句の細かい修正等は後で個別にお伝え頂くことにして、内容に関するコメントを頂きたい。全体についてご意見等あればお願いしたい。

八木委員：大変読みやすく良い素案だと思う。ただし目玉のようなものがないのが気になる。アピールポイント、目玉をどこかで強調した方がよい。モニタリングや住民参加のような人手が必要な事項があるが、これを日本の特徴として出したらどうか。欧米では沿岸域にあまり人がいないところが多く、人数をかけてモニタリングしたり住民参加をすることはあまりない。外国にアピールする段階では、これが日本の目玉になるのではないか。また、各章の中身はよいが、文章的に各章の連携をとったほうがよい。例えば海洋保護区がいろいろな所に出てきたりする。

牧野委員：目玉について。非常に良いと思う。東南アジアやアフリカなど沿岸の住民密度が高い地域で我が国の戦略を参照していただくうえで、どのように保全と利用を両立させるのか、参考になるのではないか。

白山座長：是非取り入れて頂きたい。他に特になければ章別に進みたい。資料1は最後に議論することとし、資料2を先に議論する。要旨についても後に検討したい。

(以下、資料2 全体について)

桜井委員：最初の要旨の目的にある「本保全戦略は・・・」以下について、「海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性」と明記してほしい。あちこちにこの言葉が入っているので整理して頂きたい。例えば24ページの(2)の上の4行「海洋生物多様性・・・の保全」は、前述の書き方と同じでよいと思う。32ページの下、「またこれらの・・・「生態系の構造と機能・・・」も同様。構造と機能とはセットである。

加々美委員：章立てについて。桜井先生のご指摘に賛成だが、それを考えると第3章の章立ては、「海洋の生物多様性と生態系サービス」が見出しであるにもかかわらず、1、2以下には「生態系サービス」という言葉が全く出てこないがこれでよいのか。2.「海洋の機能と特徴」の(1)海洋の機能と恩恵、(2)海洋環境と生態系の特徴なども気になる。並びが論理的につながっていない。表題を見るだけでもつながっていない感じがするのが気になる。

白山座長：タイトルを少し注意深く考えて頂きたい。

中原委員：同じ主旨であるが、章・節・項の見出しの付け方について。文章中には生態系の保全、生物多様性の保全が出てくる。持続可能な利用というのもこれらと横並びの大きな柱であるが、見だしに反映されていない。本文との対応もあるが、もう一度検討して頂きたい。

白山座長：全体に目次の項目立てについて検討して頂きたい。

(以下、第1章について)

加々美委員：4行目、海洋法条約の発効年が1993年となっているが、1994年である。

中原委員：この文章では管轄権を有することについて、「条約において管轄権を・・・」と書いてあるが、「条約で規定されており、これを、日本は1996年に批准のうえ関連国内法を整理して・・・」と書いておいた方がよい。ところで、ここは権利の側について書いてあるが、義務については触れなくてよいか。

加々美委員：文言自体は正しい。ただ中原委員のご指摘のように、管轄権だけではなく、我が国は権利と義務を持っており、それを履行するための管轄権である。管轄権を持っていることを強調するよりは、海洋保護について権利・義務を負っていることを強調した方がよいかもしれない。書き方については別途ご相談したい。

中原委員：「環境管理の義務」という表現がよいと思う。そうすると保全ともつながる。

白山座長：背景としての考えの根幹をなす重要な点である。自然科学者は法的な文言をアバウトに考えてしまうが、きちんと書いておく。

清野委員：「近年関心が高まっている」という言い方について。国内にどのように法制度が作られてきたかは後ろの方にも書いてあるが、90年代に入ってから地球サミット以降の海洋基本法の制定、水域に関する法律（海岸法99年、港湾法2000年見直しなど）の法改正や基本法の制定があった。これがあって横断的な議論が必要である、生物多様性を入れるべきではないか、ということで基本法ができたという経緯がある。こうした国内の歩みを入れておくことが国際・国内をつなげるうえで重要。なぜ2012年に海洋保護区の目標設定がされているか、というのは、地球サミットから起算して10年単位で国際的な議論が行われているからである。MPAの議論も充実しながら、国内関連法も改正されてきている、ということを書き込んで頂きたい。自然公園法改正、第三次生物多様性国家戦略などの前段も入れて頂きたい。

白山座長：入れる方がよいが、読むのが辛いほど長くないようにAppendixを入れるなども考慮してほしい。本文ではまとめて、詳細はAppendixで。

（以下、第2章について）

白山座長：桜井先生の先ほどのご指摘は全体にわたって注意していただく。特に他になければ次の章へ。

（以下、第3章について）

桜井委員：2.の8ページ、「また、例えば沿岸湧昇域や海流と海流の移行領域・・・」とあるが、「異なる海流や水塊が接している移行領域」という表現にして頂きたい。気候変化のところでは温暖化しか入っていない。最も大きいのは数10年周期で起きる温暖・寒冷レジームシフトがある。これをエルニーニョの前に入れて頂きたい。気候については認知されていることで、本も出ている。

牧野委員：少し戻るが1.について。「生態系サービス」も表題に入れた方がよい。

白山座長：少し長くなるが、生態系サービスも明示的に入れるという方向で。それでは(3)9-10ページについて。先ほどの桜井先生の意見に関連するが「・・・がぶつかる潮目」というのは適切ではないのか？

桜井委員：「接する」のほうが適切。移行領域が重要。

白山座長：「黒潮と親潮が接する移行領域は」とする。

牧野委員：第 2 パラで、4つのプレート、とあるが、この言葉でよいのか。もっときちんとした言い方があるのではないか。

白山座長：ここは大陸プレート、海洋プレート両方が含まれているので、この書き方でよい。

清野委員：プレートの話の後、「深浅が激しく・・・」とあるが、プレートテクニクスと日本の地形形成と土砂環境の話がつながっていない。地球の地質学的な構造の話と深浅が激しくのところにフレーズを加えるとわかりやすくなる。

白山座長：細かいところは後で各自指導をお願いしたい。それでは 10 ページ 3.(1) について。

桜井委員：11 ページの中間あたり、「特に食物連鎖の上位に位置する魚」として「マグロ・タラ」が挙げられているが、減っているのは大西洋のマダラである。日本のマダラの漁獲量は増えている。

白山座長：「漁獲量が減少し」とあるが、日本の漁獲量は減っていないのなら、細かいが正しい記述にしておかなければいけないので、編集をお願いします。

牧野委員：11 ページ 3 パラグラフ「ミレニアム生態系評価」で、「対象となる魚種の 4 分の 1 が乱獲により枯渇」と書かれているが、これは資源評価の対象となっている魚種であり、「科学的な資源評価、あるいは資源評価の対象となっている魚種」と書いた方が正確である。

松田委員：先ほどの桜井先生の指摘は、タラは除いて「マグロ類など」にすれば簡単。

清野委員：漁具のゴーストフィッシングや投棄魚については世界的な問題になっているが、国内の問題と国外の問題は分けて書くべきである。ゴーストフィッシングの話や投棄魚で、そうでない生物も影響を受けているということは書くべきではないか。

八木委員：それは 13 ページの 3) に書いているので、そこで議論してはどうか。

自然環境計画課長：タイセイヨウマダラについて、乱獲により資源が減少しているという文脈であるが、大西洋でそういう問題があるので、マグロに限定しない方がよいと思うが。

松田委員：長くなってもよいのなら構わない。タイセイヨウマダラを排除するものではないが、敢えて書かなくてもよいのではないかという主旨である。敢えて、マグロ類、タイセイヨウマダラなどとすると、また物議をかもし。自国の周りのことは書かないのかと言われる。よその国のことを特定して書くことがよいのかどうか。

桜井委員：やはり地球規模で問題になっていることなので、ここにはマグロ類とタイセイヨウマダラを入れた方がよい。

白山座長：周知の事実であることもありニュースバリューも大きいので、明示的にタイセイヨウマダラ、という書き方をして頂きたい。「タイセイヨウマダラ」は種名なのでカタカナで書く。続いて4.(1)について。

八木委員：13 ページ「3) 漁業に関連する問題」のところで先ほどの清野委員の意見を取り入れられるのではないか。混獲の影響については、「投棄」も付け加えて頂きたい。次の行に養殖の話が出てくるが、天然の小魚を養殖しているものと採卵して卵から育てているものとは影響が違う。稚魚を天然から捕ってくる漁業は漁業資源への依存度を下げることにはつながらないので、書き方は注意すべきである。「低位水準にある・・・」ということは削った方が安全ではないか。

松田委員：八木委員のおっしゃるとおりであり、養殖がうまくいっている場合もある。ここでは汚染だけが問題になってしまっているが、先ほどの稚魚の問題のほか、餌を大量に与えているので効率的ではないということもある。1kg のハマチを得るためには 7kg のイワシが要り、1kg のマグロを得るには 15kg のサンマが必要というように餌が大量に必要なだが、これらは人間が食べられるもので、これが効率的かという問題がある。汚染だけが問題ではないことも入れて、かつ良い場合もある、ということをつなげる文章を考えさせて頂きたい。

白山座長：八木委員と松田委員にいい文章を考えてもらおう。

桜井委員：生物資源利用について。ある種を特定の利用する場合と保護する場合の両面の問題があり、一方的な書き方はまずい。魚介類の乱獲についての記述は上に既にあるので、ここにそれを強く書く必要はない。利用を書くことと保護についても書かざるを得なくなるので複雑になる。

牧野委員：前回私の意見により追加された記述であるが、桜井先生の意見に賛成。

清野委員：漁業の問題をどう書くか、調整は役所の中でも大変だと思うが、出口を明示しておけば今後の新しいあり方を提案できるのではないか。漁業者も遺伝的多様性の問題を心配している。日本がトップレベルの技術を持つとともに、その技術を使うことにも責任を持てる国になることが重要だ。哺乳類や鳥類の再導入で行われているような増殖手法や、水族館のコミットなど、増養殖は食用の水産種対象という概念が強いが、希少種保存にも展開できる。遺伝的多様性のことはパブコメでも言われると思うので、成果、課題、展望なども整理して頂きたい。やはり国家戦略は正々堂々ということを議論できるものにしてほしい。

松田委員：遺伝的多様性は増殖のところでは言及するのがよい。その上の文章は直接関係ない。この 2 行は、さらに上の「食物網全ての全体を崩す恐れがある」という文章で言い尽くされているので、ここで書く必要はないのではないか。

白山座長：ここの追加された赤字の文章は削除する。外来種のところではバラスト水以外に、水産物を輸入したもののなかにも外来種が含まれているので、それを書き加えて欲しい。

八木委員：検疫体制があまりしっかりしていないので、活きた魚や甲殻類を輸入すると寄生虫がついてくる。漁業のところは私がドラフトを書いて提示する。

清野委員：外来種ということで水産学会のワークショップでも議論した。外国だけでなく国内外来種も検討が進んでいると思うので、ここか後のところに入れて頂きたい。外国からだけではなく、国内からも外来種があると言うことを詳しく書いて欲しい。

加々美委員：「バラスト水の排出による放出」という言い方で正しいか。よく言われるのが、張水、排水によるもの。また、「生態系の攪乱・・・が懸念されている」という文は、将来起こりうると読めるが、現在も既に起きている。また漁業被害だけでなく、健康被害も起きているのではないか。

白山座長：確かに Harmful algal bloom は健康被害にもつながるので、書きぶりは注意していただく。

中原委員：12 ページ 4 . の最初 3 行の書きぶりが他の部分とちがって口語調になっていて異質な印象を受ける。後ろの方にも同じようなところがある。他の文章とスタイルを合わせて頂きたい。「可能な限り」は削って良い。

白山座長：ご指摘の通り。修文をお願いします。では（２）について。

桜井委員：１）は沿岸という言葉が海岸に置き換えても分かる。ここで定義した「沿岸」というイメージがわからない。波打ち際の議論だけが並んでいるので違和感がある。沿岸域とは海岸線から大陸棚までの海域を指すので、「ごく沿岸部では・・・」などと、もう少し整理して書くべき。沖のところの議論がないので、整理してほしい。

白山座長：沿岸の定義はこれでよいが、沿岸の中も更に細分化されるということで、整理してはどうか。

清野委員：沿岸の議論について。沖合での人為的影響としては、データがあるものとして、人為的な堆積物などは調査されているので入れておく。先ほどゴーストフィッシングの話をしたが、漁業活動で投棄された網を持ち帰ることで保全に貢献することもあるので、沖合についても入れた方がよい。漂着ゴミについてはだいが書き込んでいただいたが、海底にも１万メートルまでゴミが堆積しているので、それも入れてはどうか。

松田委員：今の部分。プラスチック等のゴミは、「海外や国内から」と書いてあるが、こんなに長い文章にする必要はないのではないか。単に両方から来ていると明記すればいいのではないか。

清野委員：これは前回、海外だけではなく国内でも、というご指摘があったので長くなっているのだと思う。ここはこれで十分だと思う。

牧野委員：先ほどとほぼ同じ内容だが、「資源評価の対象となっている」魚種の４割、と追記して頂きたい。

白山座長：ここは何の４割か分かりにくいので、書き方を検討して頂きたい。

牧野委員：検討する。

八木委員：１５ページ「２）外洋域の人為的圧力」、１７ページの「外洋域」があるが、そもそも外洋域とは排他的経済水域の内外どちらか。

白山座長：排他的経済水域の中である。

(以下、第4章について)

白山座長：1.について。特になければ2.と3.について。

牧野委員：20ページ表1について。「生物資源」とあるが、これは漁業資源と同じと考えて良いか。他のものも含むのか。

自然環境計画課専門官：漁業資源以外も含めている。サンゴやマングローブなども含めた生物資源全般である。

桜井委員：まず海域区分の図2はわかりやすく良いと思う。分け方は難しいが、日本のEEZを分けるとするとこれが理想的かと思う。の北、東コリア海流というのもあるが、通常リマン海流でこれを細かく分類しないこともあるので、大きく括って欲しい。(4)のオホーツク海については暖流だけ書いてあるが、サハリン西岸に沿って南下する東カラフト寒流が生産量を支えているので、加えて頂きたい。対馬海流から分かれている流れももっと短くて良い。生物資源的特徴については、生物多様性を支えているのはハダカイワシなどの中・深層性の魚である。ここでは生物多様性を議論するのであれば、生態系の構造と機能の特徴を書いた方がよい。どこかの教科書に書いてあるはず。

白山座長：各先生方に思いがあると思うので、コメントして頂きたい。親潮・亜寒帯では、大型の褐藻類が繁茂する、なども入れた方がよい。

清野委員：東シナ海と日本海の境界部分について、これは海洋学的な区分であって、海洋の名称ではない？境界はここでよいのか？細かい話なのでまた別途。

桜井委員：たぶんこれが正しい。どこかで切らなければいけないが、対馬海峡の浅いところ、入り口で切るのがよいと思われる。

清野委員：九州に住んでいるので気になったので確認させていただいた。

白山座長：では4.について。よろしければ5.(1)について。

八木委員：細かいことだが、22ページにCBDの海洋保護区の定義があるが、最後の「周辺よりも高度に保護されている区域」は、英語では「effect」だったと思う。「効果を有する」のほうが正確。23ページの表は陸上の保護区域も含んでいるので、その旨の説明を追加してはどうか。

白山座長：IUCNのほうは陸と海を区別していないので、追加した方がよい。(1)の3行目の意味がよくわからない。「海域に保護区を設けることで『これ』を推進する」とあるが、「これ」とは何か。

加々美委員：「生態系の保全」を指しているのではないか。その後の「これ」は「活発になっている状況」のことである。「こうした動きを受けて」でもよい。

白山座長：このことを明示していただく。

加々美委員：IUCNの表を出しているが、この後これをどう使うかについて触れていない。どこで触れておくべきか悩ましいが、私の考えでは、後ろの施策の推進などで触れるべきかと思う。この表を我が国の海洋保護区としてどう斟酌するか。今は注意喚起だけしておく。

白山座長：Appendixで様々な法律について述べるが、IUCNの表もそこに入れられるのではないか。それでは(2)について。

八木委員：24ページの(2)にラムサール条約などが追加されてよりよくなったが、ここまで書くのであれば、IMOの特別敏感海域(PSSA)は日本にはない、ということも含める。海洋保護区の中には里海の記述がない。どう関連づけるか議論すべきかと思うので、問題提起だけしておきたい。

白山座長：どこまでこの場で議論するか、線引きをしているか。

自然環境計画課専門官：里海は区域がクリアでない地域での取組であることと、環境省として実施しているのは継続的な制度ではなく事業なので、保護区としての扱いは難しいと考えている。

八木委員：そういう考えであれば賛成する。しかし後ろでは保護区以外の評価についても議論されるので、里海についても加えてはどうか。

清野委員：海洋保護区の現状について。自然公園や天然記念物など指定したものの管理が不十分であったという事は書いた方がよい。指定した後に管理が必用という問題に気づいてのちに自然公園法の改正も行った、という風に話がつながる。

白山座長：その辺りは検討して頂きたい。

中原委員：24 ページの(2)の最後のセンテンスについて。「今後、必要な場所について・・・」とあるが、場所ではなく「海域」と書いた方がよい。「あり方を考えるべきである」「講じるべきなのか」など口語体的な記述がある。また、この部分で、組み合わせや連携では十分でない場合に何か新しいことをやるということを暗示しているが、ここはとても重要である。書きぶりもさることながら、もし、本当に何か新しい取り組みも想定しているということをお願いするのであれば、(中身は何かと) 問われた時に具体的に説明できるようにしておく必要がある。

自然環境計画課長：環境省でも具体的に議論しているわけではないが、先生のお話を伺う中で、熱水など珍しい生物がいるところについては従来の制度では担保が難しいのではないかと考えている。海底は既存の仕組みでは対応できない。法律を作るのかどうかは別の議論として、環境省としては現状で満足しているわけではなく、今後新たな仕組みが必要かどうかも含めて検討していきたいと考えているので、こういう書き方になった。

清野委員：天然記念物法では海面に範囲が書いてある(ナメクジウオ生息地など)。今は沿岸だけであるが、沖合の熱水鉱床なども天然記念物に指定できるのではないかと。自然のすばらしさを賞賛するものがナチュラルモニュメントであり、海外でもこのような指定は行われているので参考にして欲しい。

白山座長：潜在的に保護区にすべきものとして、EBSA というクライテリアから見れば、他にもたくさん出てくる。例えば三陸沖は high productivity に該当する。今の枠組みは景観を重視しており、少し違うものもでてくるかもしれない。具体的なものではなくても、イメージとしてこういうものがある、と挙げられると思う。

中原委員：想定している方策を具体的に書いて欲しいということではなく、尋ねられた時に対応できるように考えをポケットの中に持っておいた方が良いということ。いずれにせよ、ここでの書きぶりは重要で、今後の制度設計についても考える、ということまで書くのかどうか、もしそう書くなればポケットに具体案を持つべき、(そうでないなら、何か新しいことをやる予定と誤解されてしまう書きぶりは好ましくないのではないかと)、ということで、書きぶりは検討して頂きたい。

加々美委員：この書きぶりのままだと海洋保護区のための立法があり得ると読める。法設計まで行く可能性があるのかということ。

自然環境計画課専門官：正直なところそういったものが必要なのかどうか見えていないところ。既存制度によりどこまでカバーできるのか、既存制度を拡大、それらを有機的に連携していくことで対応ができるのかどうか現段階ではっきりしているわけではないが、将来的に抜けがあった場合にはしっかり対応していきたいと考えている。位置づけとしては、今後必要なのであればしっかり取り組みます、という意図である。

自然環境計画課長：戦略の次のステップでは重要な海域の特定をする。考え方はあるものの、科学的に重要な場所の検討をしていかなければならない。そこに何らかの手立てが必要なのかについては、その後に出てくる。この戦略は1～2年の間を想定したものではなく、長期的な視点を持ってつくっているものである。具体的な法改正のような案が今あるわけではない。

松田委員：議論があったことを議事録に書くのは賛成であるが、その程度の熟度でここまで戦略に書くのは疑問がある。鳥獣保護法でも環境省は慎重に対応されていた印象があり、本当に必要であるという確信がないところで、ここまで書くのはどうか。議事録に留めて頂きたい。

渡邊大臣官房審議官：表現は工夫したいが、これから重要海域についても考えていく段階であり、ギャップ分析もする。既存の制度を改正することでギャップを埋めていくという対応もありうるし、うまくいかない可能性も十分あり得る。既存の制度でカバーできていると考えていると受け取られるとよくないので、制度の改正や場合によっては新しい制度で対応しなければならないという認識はしっかり言っておかなければならない。ただし言い方は工夫が必要である。議論だけではなく、文章として明示しておきたい。

松田委員：鳥獣保護法でも同じように踏み込んで頂けるなら、それでもよい。

八木委員：コンセンサスがあるのは、既存制度の効果的な組み合わせで保全を図ることがひとつ。それにプラスアルファでなにをするかが議論になっている。プラスアルファで法設計を書くのは飛びすぎで、間に色々なステップがあるはず。既存の制度の評価、国民の合意形成プロセスなどについてなら書けるだろう。必ず新しいものが必要というわけではない。海外にも出すものなので、今の制度が全く不十分だと誤解されるのは良くない。今後ご相談していきたい。

清野委員：自然公園法の改正でも議論になったが、法制定時には考えていなかった科学的知見や社会状況が出てきたときに、法律を拡大したり概念を読み解くこともあり得る。知見の充実に応じて既存の法律もアダプティブになっていく。

中原委員：最終的には座長の裁定に任せる。「既存制度の組み合わせや連携」の前に、既存制度の「拡充」、「運用」もあるだろう。また先ほどの議論については、「制度設計」という言葉までは使わない方がよい。

白山座長：環境省の思いもしっかり表現しつつ、慎重な書きぶりを考える。

(以下、第5章について)

八木委員：モニタリングについて25ページ下に入っているが、水産関係でもモニタリングしているところがたくさんあるので、追加の文章を書いて提示したい。

桜井委員：26ページ最後の赤字。今の実情では、国がモニタリングを地方にお願いするという状態になりつつあるが、都道府県もできなくなっている。この部分はお任せではなく、国も地方自治体も民間も含めて連携するという書きぶりが必要だ。これではますますモニタリングが減ってしまう。

牧野委員：周辺海域との関係に関して、科学的な連携を書くべき。18ページにIPBESのことがあるが、条約に基づく太平洋の科学的機構として、北太平洋科学機構(6カ国)がある。

白山座長：パイセス(PICES)のこと。NOWPAPは戦略のどこかに書かれている。どこかに必ず入れたいので、ここが一番良さそうだ。OBISなどと並列して上手く入れる。では、2.について。

桜井委員：気候変動のところで、温暖化だけでなく、先ほど述べたレジームシフトやエルニーニョ・ラニーニャも書き込む。

白山座長：気候変動と気候のフラクチュエーション(Fluctuation)は意味が違う。ここは人為的な気候変動を述べている箇所、フラクチュエーションは書いていないのではないか。ここでは生態系の劣化をもたらすものを書くので、自然の変動は扱っていない。

桜井委員：それならば書かなくて良い。

清野委員：開発と保全の両立について。環境修復、自然再生についてもどこかに入れて頂く。希少種など、海の中のレッドデータブックのリストについても入れて欲しい。ラムサ

ール条約など国際的な連携も対策のところに入れる

白山座長：レッドデータブックは入れた方がよいと思うが、最後の社会参加・市民理解という部分に入れると良いのではないか。これにレッドデータブックが効果的なのではないかと個人的には思う。

渡邊大臣官房審議官：今はまだ書き込めていないが、レッドリストは陸域中心にやっており、汽水域や沿岸までは対象としているが、まだ海に対してはほんの一部しか対象になっていない。一方、水産庁でレッドデータブックが作成されている。その後、Census of Marine Life などを通して海に関するデータの蓄積が進んでおり、現在評価できる情報で海のレッドリストを作成することは重要であると考えている。水産庁とも相談し、研究者の協力も必要なので、具体化に向けて検討し、動いていきたいと考えている。どのように書けるかは水産庁とも相談して検討したいと思う。

白山座長：ここではなく別の所に書いた方がよいかもかもしれない。それでは3 . について。

桜井委員：30 ページの外洋域のところ、現状としては関係国からなる地域漁業管理機関はNPAFC（北太平洋溯河性魚類委員会）などの魚種別しかないはず。海域で漁業管理を行う多国間にまたがる機関はないと思うが。

白山座長：漁業管理はたしか魚種別である。そういう意味では保護区とはうまく整合性がとれないと思うが、事実関係を調べて中身を検討して頂きたい。最後4 . について。

清野委員：国立公園に関しては海域について書いて頂いたが、他に国定公園や県立自然公については、もう少しバッファゾーンとしての利用なども施策を検討して頂きたい。

白山座長：ここでは保護区の設定なので、施策の中身は書きづらいのではないか。管理の充実という言葉があるので、それにからめた言い方をするか。

八木委員：「(1) 設定の推進・・・」の主語が不明。「新しい保護区の設定」では先ほどの議論とは違うので、拡充と管理の充実だと思う。言葉を少し変えた方がよい。別のコメントとして、31～32 ページに「保護区の効果」とあるが、里海の効果や、先ほど清野委員が触れた修復活動の評価などの手法も併せて入れたらどうか。

白山座長：何もしない保護ではなく、積極的な保護もあると思うので、そのあたりも加えて頂きたい。

加々美委員：(1)のどこかで、大きくフィーチャする必要はないとしても、IUCN 管理カテゴリーについて一言でも触れられるとよい。31 ページ下から 6 行目、様々な関係者の連携ということは述べられているが、もう少し省庁レベルでの横断的な連携についても言及できないか。様々な関係者には省庁も含まれると思うが、既存の制度について海洋生物多様性という一段階上のレベルから見通して再度設定し直すのだから、海洋保護区に関する省庁レベルでの連携も明記してはどうか。なお、国立公園が倍増というのはすばらしい。他方で、自然環境保全地域は海域では過去 30 年間で崎山湾しかない。自然環境保全地域の拡充は検討にすらあがらないのか。そちらも期待している。

渡邊大臣官房審議官：自然公園法を改正して海域特別地区という仕組みをつくって、指定しやすくした。同時に自然環境保全法も改正した。この制度は手つかずの場所を指定してきたため陸上でもかなり限られており、海では崎山湾のみである。生物多様性国家戦略にもあるが、今の指定でよいということではなく、国土全体を見て適切な場所があれば今後指定していく気持ちである。

松田委員：八木委員ご指摘の(1)の題名について、海洋保護区だけにするのか。手つかずの自然はゾーニングが大事で、守るところと利用するところの設計も含めて考えていくことが大事である。私が推進しているユネスコ MAB 計画もそれらを重要視している。

白山座長：重要なポイントである。

桜井委員：大賛成。海洋保護区のネットワークという議論をするとき、ゾーニングをして海洋保護区としての指定があるところとバッファゾーンがあり、海の回廊(そこそこをつなぐ)というものもありうる。海として保護されるべきところがリンクされている。バッファゾーンと同時に、ネットワークという意味も明確にしたほうがよい。

加々美委員：国際的には、海洋保護区のネットワークは地理的につながってなくてもよい。概念的なネットワークである。32 ページの下から 5 行目にある ICRI と海洋保護区のネットワークは全く関係ない。ここでその話に言及すると、ネットワークを誤解しているように見える。

白山座長：海洋保護区のネットワークは COP9 で明記されているので参照する。

自然環境計画課専門官：条約関係の解説もメインは生態的なネットワークであるが、人や情報のネットワークも含むとされている。混乱しやすいところであり、そこは区別が分か

るようにしたい。

清野委員：生態的（Ecological）なネットワークが全部つながると効果があるので、情報をもつ人同士でそういう情報交換をしようという意図だと思う。ここを書き分けていくとネットワーク化の意味が整理される。

白山座長：私はここで書くのは生態系ネットワークだと思っている。人のネットワークは別パラグラフで書く。最後5 . について。レッドデータブックについてはここに書いてはどうか。効果的ではないかと私としては思う。

八木委員：「既存の活動を拡充、継続する」ということをどこかに入れる。

自然環境計画課専門官：現存するものとしてエコラベルなど認証制度は入れている。それらを普及することは記述がある。それとは別に、教育的な部分についてということか？

八木委員：教育活動やアマモを植えるなどの現在行われている市民活動もあるので、個別の活動は書かなくて良いが、そうした動きを側面からサポートをする、という記述がどこかにあるとよい。

白山座長：貴重なご意見だと思う。環境省でも数多くやっていることなので、今ある取組を更に頑張るということは記述した方がよい。

清野委員：多様な主体が議論しながら進めるとあるが、知床方式など海洋保護区についての協議会をつくることも入れて頂きたい。国立公園の利尻昆布など、それ自体がブランドになっているものがある。それらが持続可能な利用な例だと思うので、既にある観光業や漁村への貢献も、そういった例があるとわかりやすい。

（以下、資料1について）

加々美委員：前回の委員会を受けて、「我が国が海洋保護区を作る」というニュースが流れていた。しかし我が国には既に広い意味での海洋保護区があり、本委員会では、それを国際レベルでの傾向を踏まえていかに発展させていくかを議論しているのであって、新たな保護区を「作る」わけではない。それを踏まえると、ここでは「既存施策を含めた」という言い方が適切か。

白山座長：賛成である。検討という言葉が弱い。

牧野委員：本文では、「海洋保護区」と「海洋の保護区」という使い分けをされている。海洋保護区というとインパクトのある言葉なので、どうするか。

自然環境計画課専門官：タイトルに「海洋保護区」と書くと誤解を招くと思い、「海洋の保護区」とした。本文の中では「海洋保護区」と書いてある。基本的には同じものである。

白山座長：基本的に、今までどちらかというインディペンデントにあったいくつかの政策や保護の動きを束ねて、何らかの方向性を持ったものを提言するというところだろう。そのニュアンスが出るよう「海洋保護区の検討」というフレーズを検討して頂きたい。

自然環境計画課課長：この戦略の目的として、日本としての海洋保護区の考え方を明確にする、ということがある。海洋基本計画にも明示してある。専門家からのご意見、この場でのご意見が重要であると考えている。ほとんどの所で海洋保護区という言葉を使っているし、定義もしてあるので、統一的な使い方をしたい。

清野委員：従来の保護区も海洋保護区であったということも重要だし、新しい枠組みも必要だ。今回要件を出して頂いて、それを地域で受け止めて、自然・社会状況を踏まえてやっていきたいというところもたくさんある。この戦略は新しいことに挑戦する地域の大きな力になる。例えば、対馬市で第1回海洋保護区推進設定協議会が行われたが、会長は漁業者である。漁業者自身も様々な取り組みがバラバラで行われていることを懸念しており、新しい制度を作れないかと考えている。制度設計が今からなのであれば、地域なりに設計できるようなアダプティブな、ボトムアップでできるような道筋も付けてあげられるとよい。

桜井委員：第4章の2番目「海洋の総合的管理」とあるが「統合的」ではなく、緩めの管理であると理解して良いか。

自然環境計画課専門官：海洋基本計画の記述を受けた。

中原委員：この資料1は殆どの方が真っ先に見るものなので、第1章もちゃんと入れた方がよい。

牧野委員：八木委員が最初におっしゃったとおり、「売り」が何か分かるようにすべきである。

白山座長：全体的に平板だ。

八木委員：その通り。第5章にモニタリングを入れたらよい。「第5章4．海洋の保護区の適切な設置とネットワークの形成」とあるが、今日の議論で「適切な設定、推進」について色々な意見があった。「海洋保護区の充実とネットワークの形成」としてはどうか。「設定の推進と管理の充実」ではなく「管理の充実と評価手法の検討」としてはどうか。

清野委員：「設定の推進」という言葉はどうするのか、海洋基本計画に入っているが。

渡邊大臣官房審議官：「検討し設定を進める」と海洋基本計画にも国家戦略にも書いてある。まだ設定されていない重要な海域については海の国立公園に含める、ということもある。「設定の推進」ということは違和感がないかと思う。

八木委員：それならばよい。ただし「評価手法の検討」はどこかに入れて欲しい。

白山座長：モニタリングはキーワードなので、どこかに入れる。

桜井委員：第3章について。海の生物多様性の重要性をもっと書き込むべきである。海の構造と機能を説明するのではなく、何故重要なのかもっと平易な書き方はあるはず。食物網の中で、1つの種に何かあるとそれが乱れる脆い生態系である、など、多様性自体が重要であるということが分かるインパクトのある言葉を並べた方がよい。これでは海の説明に過ぎない。ここで何故大事なかがあると後が活きる。皆さんの知恵を拝借したい。

白山座長：資料1は事前に配布されていないので、ここでわずかな議論で公に出してしまうのは躊躇する。可能ならまだ「案」であることを明示していただき、今後、委員会の中で議論を深めたい。これだけしか読まない人の方が圧倒的に多いだろうから、内容についてはもっと議論を深めたい。

中原委員：中間的に発表をするときに本文だけだと見てもらえないので、暫定版でも出た方がよいと思うが。ただ、先ほど八木委員が述べたとおり、これだと売りが何か読めない。日本は既にやっている、ということは売りの一つのはず。そのうえで、新しい流れの中で検討していく、前に進める用意がある、ということ、(全く別の新しいものをやるわけではない)ということがこの1枚に凝縮されていると良い。また全般的なこととして、23ページのIUCNの表がどうしても一人歩きしがちである。陸域も含めたカテゴリであり、管理のツールの参考にすぎず、これが定義ではない。CBDは定義を明言しているが、本戦略での定義は、もっとアピールする意味で四角枠などでかこって明示して頂きたい。

加々美委員：賛成。海洋保護区の現状（24 ページ）では、日本で設定された保護区は海洋保護区である、と書いてしまってはどうか。間違いではないし、まさにそうである。今回の委員会は、それらを抜本的に見直す決意であるということであり、24 ページに書いてあるので、これでよいのではないか。ちなみに、全体的なことだが、カナダの海洋保護区戦略などはパンフレットも見た目が格好よい。日本の戦略は地味に文章だけで、やはり見たときに思わず手に取るようなものができると思う。海外の戦略は非常に eye-catching である。せめて 1 枚紙の見開きのパンフできれいな写真を付けたものもあると普及に役立つ。

清野委員：ストーリーがもっと必要。これだけやってきた、ということだけ言うとプロテクトティブになってしまうので、これだけやってきたけれども壊してきた部分もあるので、その反省をもとにこの委員会を作って見直している、というストーリーがないと分かりにくい。もう一つは、海洋は動的であり、越境的であることが特徴的である。それゆえにネットワーク等で保護の考え方を見直すということであろう。陸の考え方では足りなかったところはどこかを話し合うのが COP10 の場であると思う。その中でこの戦略のアピールポイントを考えて頂きたい。

白山座長：資料 1 が一人歩きしないように気をつけて頂きたい。資料 2 の「要旨」はほとんど議論できていないが、私はこの要旨をビジュアルにしてはどうかと思う。COP を強く意識するのであれば、英文翻訳があるとさらに良い。

自然環境計画課専門官：COP には優良事例のパンフを別途作っており、これまでの取り組みなどを含めている。この戦略をパンフレットにするには間に合わないと思うが、パワーポイント等で対応したい。

自然環境計画課長：23 日の Ocean day で環境省がプレゼンする。今ご議論いただいた意見を踏まえて効果的に紹介したいと思う。

白山座長：非常に広い海域を持つ国なので、最終的には保護区概念を新たに設定し、その保護区の管理を更に充実させていく、という環境省の決意というか意気込みをお示し頂きたい。それでは事務局にお返ししたい。

（事務局より次回検討会の日時のアナウンス）

（渡邊大臣官房審議官より挨拶）

以上